

北区まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に関するパブリックコメント実施結果

意見募集期間：平成27年12月21日（月）～平成28年1月25日（月）

意見提出者数： 3名（内訳）郵送：1名、ファックス：0名、持参：0名、北区ホームページ：2名

意見総数：45件（類似の意見はまとめさせていただきました）

周知方法：北区ニュース（12月20日号）、北区ホームページ、企画課、区政資料室、地域振興室、図書館

提出された意見の概要とそれに対する区の考え方は以下のとおりです。

〔4. 基本目標の達成に向けた施策の方向と具体的な施策〕

意見（要旨）	件数	区の考え方
基本目標ⅡからⅣに関しては総花的な施策が多く、かつ具体策はあまり実効性がないように思える。財政が逼迫している北区では予算の裏付けがない施策は実施に無理があるのではないかと。今後、新しく実施することだけでなく、何をやめるのかまでの真剣な議論が必要である。	1	北区版総合戦略は、国や東京都が策定した総合戦略を勘案しつつ、平成27年3月に策定した区の長期総合計画である「北区基本計画2015」から、「まち・ひと・しごと創生」に向けた重点的・効果的な施策をまとめたものです。総合戦略に位置付けた施策については、基本計画2015の財政計画や各年度の予算編成に基づいて推進し、国の地方創生に関する交付金等を積極的に活用してまいります。 また、区ではこれまでも行財政改革に積極的に取り組んでいます。今後、予断を許さない財政状況が続くことが考えられることから、さらなる経営改革に継続して取り組んでまいります。
基本目標Ⅱ「女性・若者・高齢者の活躍応援」、基本目標Ⅲ「地域産業の活性化」では、具体的な施策としてセミナーやイベントの開催が多用されている。民間で既に多数のセミナーや情報がある現状で、公としてお金をかけてまでやることではない。実施するのであれば、録画等の記録を取り、後でいつでも参照できるようにしたり、効果の最大化を測るべきである。また、過去のイベントなどが実際に効果を発揮したのかを検証してからにすべきである。	1	総合戦略の基本方針の1つとして、『「区民との良好なパートナーシップ」のもと国・都・事業者との適切な連携・協力』を掲げており、区民、市民活動団体、事業者等の主体性・自発性を促進しながら、適切な役割分担のもと、事業を実施してまいります。 また、総合戦略に位置付けた具体的な施策を着実に推進していくための会議体を設置し、実施した施策・事業の効果を検証してまいります。
セミナーの開催ばかりが多く目立つ。セミナーを開いて啓蒙することは大切だが、セミナー受講者へのその後の支援等	1	事業によっては、セミナー開催後に、後日、受講者を対象とした個別相談や受講者による交流会等が開催されておま

<p>が必要ではないか。実績としてはセミナー開催数や参加人数など数値でわかりやすいが、本来の目的は受講者のその後の行動にあるため、受講後の支援を実施した方が良い。</p>	<p>す。いただいたご意見を踏まえ、事業の性質に応じて、セミナー開催による啓発だけで終わらせることなく、セミナー受講後の支援にも取り組んでまいります。</p>
---	---

〔基本目標Ⅰ 「子育てするなら北区が一番」をより実感できるようにする〕

意見（要旨）	件数	区の考え方
<p>基本目標Ⅰについて 子育て政策を打ち出している自治体が増えている中、北区の政策が充実していることをもっと広報していく戦略には賛成である。お金のかかる内製サイトでの広報だけではなく、大手民間サイトやニュースサイトなどとの連携をうまく使って、できるだけ予算を使わずに広報効果を得る方法を考えると良いのではないかと考える。</p> <p>また、子育て関係の情報をオープンデータとして公開することで、住民協働で問題を解決することもできると考える。</p>	<p>1</p>	<p>北区シティプロモーションを通じて、子育てしながら働く世帯を応援するなどの「子育てするなら北区が一番」をはじめとした北区の魅力を、北区内外へ戦略的・効果的に情報発信してまいります。</p> <p>なお、情報発信にあたっては、話題性や興味関心が喚起される工夫や取り組みを推進し、人から人への拡散を意識した情報発信に取り組むとともに、プレスリリース先の拡充やメディア側に立ったプレスリリース作成など、パブリシティの獲得をより推進してまいります。</p> <p>また、オープンデータの実施については、いただいたご意見も参考としながら、区の保有する情報を、誰もが自由に加工・利用できる形で公開し、新たな行政サービスにつなげていけるよう検討してまいります。</p>

〔基本目標Ⅳ まちづくりの一層の推進を図り、北区の個性や魅力を発信する〕

意見（要旨）	件数	区の考え方
<p>基本目標Ⅳ「まちづくりの一層の推進」で位置付けてあるものは、従来施策の延長上であり、どの部分から手を付けるのか優先順位をつけないと総合戦略として役立つかわからない。</p>	<p>1</p>	<p>基本目標Ⅳで位置付けました「まちづくり」に関する事業については、「北区基本計画 2015」や「北区中期計画（平成 27 年度～29 年度）」との整合を図りながら、各事業の年度別計画に基づいて、計画的に推進してまいります。</p>
<p>シティプロモーションの推進は、すごく良い施策である。さらに具体的な施策に落とし込み、シティプロモーションとの連携という視点をもう少し詳しく記載した方が良い。</p>	<p>1</p>	<p>少子高齢化の進展や人口減少が見込まれる中、北区版総合戦略では、「『生まれ・育ち・住んで良かったと思える』北区の魅力や価値を創出・発信」を基本方針の1つとし、地域の魅力や誇り・愛着の再発見とともに、子育てファミリー層・若年層の定住化を促進するため、北区の子育て支援をはじめ、</p>

		<p>区の個性・魅力をシティプロモーションによって区内外へ戦略的・効果的に発信することとしています。</p> <p>また、今年度策定する「北区シティプロモーション方針」では、『住めば、北区東京。』をブランドメッセージとして設定し、交通の利便性や子育てのしやすさなど、北区に住む魅力を発信していくこととしました。総合戦略の具体的な施策とも連携を図りながら、区の個性や魅力が伝播するよう、戦略的・効果的に情報発信し、住むまちとして選ばれる北区のPRを推進してまいります。</p>
<p>商店街の防災拠点化を進めるべきである（ドレンチャアの配備や空き店舗を使った耐震・耐火リフォームの見える化、消防ポンプの常備等）。</p>	1	<p>現在、防災啓発事業については、区内消防署と連携して事業を推進しています。</p> <p>また、木造住宅密集地域等において、耐火もしくは準耐火建築物への建替え誘導のため助成などを積極的に行っております。今後も啓発促進に有効なものについては十分検討してまいります。</p>
<p>埼京線は、環七より北側、清水坂公園近くから地下にもぐれば、急勾配にしなくても、現在ある全ての踏切の地下を通ることができる。</p>	1	<p>JR埼京線十条駅付近の連続立体交差化計画は、東京都が計画策定主体として、検討を進めております。いただいたご意見については、東京都に伝えてまいります。</p>
<p>緊急時に貨物列車による物資輸送ができるように、十条駅付近連続立体化は急勾配にならないようにする必要があります。</p>	1	
<p>十条駅付近連続高架化について、住民をはじめとした様々な地下化への活動の経過を全く鑑みないもの。都が高架化にこだわるのなら、区施行事業として、地下化を考えるべきである。</p>	1	<p>JR埼京線十条駅付近の連続立体交差化計画は、東京都が計画策定主体として、国やJR東日本と協議を行い、検討を進めております。北区といたしましては、JR埼京線十条駅付近の連続立体交差事業が早期に実現されるよう、東京都の計画策定に協力するとともに、十条地区のまちづくりを推進してまいります。</p>
<p>十条駅付近連続立体化は、住民、区、都、JR（国）で協議会をつくり、現状維持も含め、多様な方式についてのメリット、デメリットを明確にして協議するべきである。</p>	1	
<p>現在の十条駅は路面電車的で、ホームとまちとのバリアフリーなアクセスが短距離、短時間ででき、都内各駅と比べても、とてもバリアフリー度が高い。移動の距離や時間の短さも、バリアフリーの大きな要素であり、自動車のバリアフリ</p>	1	<p>JR埼京線十条駅のバリアフリー化は、十条駅付近の連続立体交差化計画など駅周辺のまちづくり施策の進捗に合わせて、関係機関と連携を図りながら推進してまいります。</p>

<p>ーのために、人のバリアフリーが現在より後退することのないようにすべきである。</p>		
<p>十条まちづくり全体協議会駅東ブロック部会で、区も駅東では、改造型のまちづくりはやらない、修復型のまちづくりでやると言明しているが、埼京線高架化のための都市計画による側道計画は、明白に改造型のまちづくりであり、側道計画は取りやめるべきである。</p>	1	<p>北区では、平成 17 年度に策定、平成 23 年度に改定した「十条地区まちづくり基本構想」の方針に基づき、十条地区まちづくり全体協議会を中心とした区民主体のまちづくり活動とともに、十条地区のまちづくりに取り組んでまいりました。</p> <p>また、平成 26 年度には、基本構想に基づき、JR 埼京線十条駅付近の道路（側道）計画を含む「十条駅付近沿線まちづくり基本計画」を策定しました。今後、この計画と取組みを継続し、十条地区のまちづくりを推進してまいります。</p>
<p>十条の超高層計画は、地域の構造特性を破壊する。地区計画、都市計画に対して反対が多い中、区がこのような計画を推進すべきではない。</p>	1	<p>十条地区では、防災性の向上と「にぎわいの拠点」の形成のため、土地の高度利用を図っており、現在計画している再開発ビルは、そのために必要な高さであると考えております。</p>
<p>現在、計画されている十条駅東口西口駅前広場整備は、歩行者と車の「輻湊の解消策」でしかなく、歩行者、自転車は不便になる。駅前広場に車を乗り入れなくてすむよう、歩行者のためのまちづくりを進めてほしい。駅前広場を歩行者専用としないと、歩行者と車の動線は完全には分離できず、輻湊は解消しない。</p>	1	<p>現在の十条駅周辺は、自動車、自転車や歩行者の交通が輻湊する状況が頻繁に見られ、交通安全面において課題となっています。今後、駅前広場を中心に「にぎわいの拠点」を形成するとともに、歩行空間の確保などにより、回遊性が高く、地域の玄関口として、まちの景観を形成し、人々が交流する空間として整備いたします。</p> <p>また、十条駅には交通結節点としての機能向上が求められており、利用者の乗換利便性の向上と交通混雑の解消を図ることのできる駅前広場を整備してまいります。</p>
<p>現在の十条は、まち全体が一つのランジェットモールとなっていて、まちのにぎわい、活気を生み出す歩くまちが完成している。補助 73 号線は、現在のランジェットモール、コミュニティを分断し、十条のにぎわいとやすらぎを破壊するものだ。</p>	1	<p>特定整備路線の都市計画道路補助第 73 号線整備は、東京都が実施主体として事業を進めております。いただいたご意見については、東京都に伝えてまいります。</p>
<p>阿佐ヶ谷の都道拡幅では、住民が要望を出すことで歩道部分がコミュニティ道路になった。補助 83 号線拡幅でも、この様な事例を住民に紹介すべきである。</p>	1	<p>都市計画道路補助第 83 号線整備事業は、東京都が事業主体となり整備が進められています。いただいたご意見については、東京都に伝えてまいります。</p>

<p>補助 83 号線では、富士塚の現状保存をすべきである。既に削られてしまった塚の部分の再生を行うべきである。</p>	<p>1</p>	<p>都市計画道路補助第 83 号線整備事業において、十条富士塚の取扱いについては、専門家の方のご意見を聞きしながら、関係者と調整を図ってまいります。</p>
<p>東十条駅駅舎の上を人工地盤にし、災害時に、車坂と北側道路両方から逃げ込める避難場所にしてほしい。</p>	<p>1</p>	<p>東十条側の低地と中十条側の台地を結び、地蔵坂、東十条北口跨線人道橋を東十条駅舎上で連絡する人工地盤を整備する計画はございません。          なお、東十条駅周辺では、王子五丁目団地一帯、清水坂公園一帯、十条台・北区中央公園一帯が避難場所に指定されています。</p>
<p>防災広場の周辺建物も耐震・耐火化をしておかないと、肝心なときに使用できなくなる。防災剤や不燃塗料等による不燃化により、ある程度の安全を確保しておく必要がある。</p>	<p>1</p>	<p>一時集合場所や避難場所は大規模な延焼火災が発生した場合に最終的な避難地とならないこと等から、区といたしましては、防災上整備効果の高い都市計画道路沿道等において、道路事業と合わせて不燃化助成を導入することで、効率的な防災まちづくりを優先して行っています。避難場所周辺の不燃化につきましては、個々の避難場所等の状況を踏まえ、他区の事例などを参考に、今後研究してまいります。</p>
<p>十条のまちづくりについて、住民には古くからの記憶や記録があり、住民主体、住民を大事にするまちづくりに転換をしてほしい。「協働のまちづくり」を行うのであれば、もっと住民の意見を取り入れたまちづくりに改めるべきである。住民の同意が全くなしに、まちづくりに組み込むことは協働のまちづくりではない。</p>	<p>1</p>	<p>十条地区のまちづくりについては、平成 17 年度に策定、平成 23 年度に改定した「十条地区まちづくり基本構想」に定めた「区民とともに行うまちづくり」の方針に基づき、町会・自治会、商店街会、PTA 等を中心に運営する「十条地区まちづくり全体協議会」のまちづくり活動と並行して、区民と区の協働によるまちづくりを推進しています。今後も、この方針と取組みにより、区民と区の協働によるまちづくりを進めてまいります。</p>
<p>十条まちづくり全体協議会は、話し合いが行われず、アライバイ作りの場になっており、意図的な発言者の選別、制限が行われている。協議の場に改める必要がある。          また、議事要旨であることを口実に、住民発言の一部を割愛したり、やたら回答のみ詳しくすることもある。もっと会議の雰囲気まで伝わるような会議録を作るべきである。</p>	<p>1</p>	<p>「十条地区まちづくり全体協議会」は、区域内の住民ならびに関係する町会・自治会、商店街会、PTA 等と区が、十条地区のまちづくりの方向性を協議することにより、相互に理解を深め、十条地区のまちづくりの円滑な推進に資することを目的として会則に定めています。そのため、区は、地区内で実施する事業や計画、各種取組みなどについて、各ブロック部会の方をお借りして、情報提供やご意見をお伺いしながら</p>

		<p>ら地区内のまちづくりを進めています。今後も、関係する町会や商店街などとの協議体制を維持しつつ、各事業者と連携を図りながら、区民と区の協働によるまちづくりを推進してまいります。</p> <p>なお、会議録については、多くの方に読んでいただけるように、見やすくわかりやすい議事要旨の作成を心がけております。</p>
<p>現在、区内各地で行政が行っている、制度の枠に住民を合わせさせるまちづくりは、まちこわしである。住民が、今の家で、今のままの生活が続けられるまちづくりの視点、実践が必要である。</p>	1	<p>北区都市計画マスタープランでは、「次世代に継承する快適で魅力あるまち北区」、「区民とともにつくる」をまちづくりの基本理念としております。今後もこの理念に基づき、まちづくりを進めてまいります。</p> <p>なお、道路整備等のまちづくりの取組みにおいては、住民の皆さまへの丁寧な説明を行うとともに、関係権利者の方々の不安を解消するため、きめ細かな相談体制を構築するなど、生活再建支援を全力で行ってまいります。</p>
<p>区内の「都市計画道路」の多くは、正しく都市計画決定されたのであれば、法律でなければならぬとされる関係書類が全く存在しない。正式な古証文すら存在しない都市計画道路建設を中心に据えた道路主体のまちづくりから、住民主体のまちづくりに転換をすべきである。</p> <p>まちづくりの一番の利害関係者は、今現在、その場で日々の生活を続ける住民である。まちづくりで使用する言葉の解釈は、多くの住民が持つイメージを用いて、解釈が住民と行政で割れた場合は、住民の解釈を採用すべきである。「住民の思い違い」を利用して進めるまちづくりは、行政との信頼関係を破壊する。</p>	1	<p>戦後間もなく都市計画が決定された都市計画道路については、東京都から「決定当時の関係図面については、現在、不存在であるが、都市計画決定された区域は、他に決定された都市計画区域も合わせて図示した資料に継承し、適切に監理されている」と聞いております。</p> <p>また、区民との協働によるまちづくりの推進は、区の基本姿勢であり、互いに知恵を出し合い、創意工夫を重ねていくことが大切であると考えます。今後とも様々なまちづくりの手法、仕組みづくりについて研究し、区民の皆さまとの協働の推進やわかりやすい丁寧な説明に努めてまいります。</p>
<p>高齢者の住環境の大きな変化は、認知症をはじめ、重大な病気の引き金になるという。十条のように高齢者の多い地域で、再開発をはじめとする改造型のまちづくりは直ちに中止し、もっと穏やかな手法である修復型のまちづくりにすべきである。</p>	1	<p>十条地区は、東京都の「防災都市づくり推進計画」において、震災時に大きな被害が想定される整備地域に指定されており、防災上の観点からも、早期に建築物の不燃化とともに都市基盤施設の整備を推進する必要があります。木造住宅密集地域の改善による防災性の向上や、区内外から多くの人</p>

		集まる「にぎわいの拠点」の形成等を重点課題としており、再開発をはじめとする防災まちづくり等が必要と考えております。ご指摘の各事業に伴い影響を受ける高齢者につきましては、より丁寧な対応に努めてまいります。
幹線道路沿道建物は倒壊したとき道路をふさぐ高さでも、耐震化すれば絶対倒れないという前提で許す一方で、密集地は個々の建物をどんなに耐震化・耐火化しても、「都市計画道路」を造らないと防災が実現できないというのはダブルスタンダードである。	1	<p>広い幅員の都市計画道路は、災害発生時における緊急避難路や救援活動のための空間確保、さらには復旧時における物資等の輸送路としての役割を担うことから、災害に強いまちづくりを進めるうえで、必要な都市施設であると考えております。</p> <p>緊急輸送路や延焼遮断帯に位置付けられている道路につきましては、沿道建物の耐震化を進めるとともに、燃えにくい建物への建替え、さらには、主要幹線道路もしくは幹線道路沿道に相応しい土地利用を誘導できるよう、まちづくりを行ってまいります。</p>
東京都火災予防審議会によれば、消防車、救急車の絶対数が不足しているため、どんなに道路を造っても、防災性の向上率は小さく、費用対効果からも疑問である。	1	<p>国においては、大規模な災害が発生した際には、全国から消火部隊その他救助・救急・医療部隊を被災地で迅速に展開できるよう体制の整備を検討していることから、道路整備は必要なものと考えております。</p>
消防活動困難区域の認識を改め、防災まちづくりを見直すべきである。	1	<p>国においても、地区幹線道路で囲まれた街区内において幅員4m以上及び幅員6m以上の道路を配置し、消防活動困難区域を解消できるようなまちづくりのあり方を示しており、区といたしましても引き続き、木造住宅密集地域等における主要生活道路の整備や細街路の拡幅整備に努めてまいります。</p>
平成25年9月発表の「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第7回)」は、科学的にありえないこと、ねつ造とも言えることを行って、地域危険度を算出している。これを主にするまちづくりは、住民をあざむくものであり、地域の実情にあったまちづくりにすべきである。	1	<p>「地域危険度調査」は、防災都市づくりを進める地域の設定や都民の防災意識の醸成に役立てることなどに活用されております。</p> <p>東京都都市整備局が平成25年9月に公表した「地域危険度測定調査(第7回)」に用いられた基礎データは、平成22年1月1日を基準日として、基準日のデータが収集できない場合は直近のデータを採用したと、東京都から聞いておりま</p>
平成25年9月発表の「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第7回)」は、火災危険度については東京消防庁が	1	

<p>平成18年の建物データを用いて算出した平成24年3月発表の延焼危険度測定を流用して、その後、建物更新が進んでいる。火災被害想定も大きく減少しているという「首都直下地震等による東京の被害想定報告（平成24年4月）」の指摘が全く反映されていない。</p>		<p>す。</p>
<p>東京都は、震災時に大きな被害が想定される「整備地域」指定の根拠に、「首都直下地震等による東京の被害想定」を用いているが、十条は平成24年4月の想定において大きく改善し、大きな被害は想定されておらず、「整備地域」指定の必要はなくなっている。事実に基づいたまちづくりに転換すべきである。</p>	1	<p>十条地区は、東京都の「防災都市づくり推進計画」において、震災時に大きな被害が想定される整備地域に指定されており、防災上の観点からも、早期に建築物の不燃化とともに都市基盤施設の整備を推進する必要があります。各事業の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。</p> <p>また、市街地の燃えにくさを表す「不燃領域率」からも、防災性向上の必要性が示されています。</p>
<p>出火率を無視した不燃化まちづくりは、地域住民に過剰な負担を強いる。道路建設によらない防災まちづくりで十分である。</p>	1	<p>都市における道路には、火災時における住民の安全な避難のほか、火災の延焼を防ぎ、消火活動を円滑にするなど防災面において重要な役割を果たすことから、地域の防災性の向上には、道路の整備を進めることも重要と考えております。</p>
<p>将来の建替に備える原価分の積立て費用が確保できなくなるような重要事項を説明せずに進めるやり方は、詐欺、悪質商法と変わらない。このような事業の支援を区が行うべきではない。</p>	1	<p>十条駅西口地区市街地再開発準備組合では、これまで減価償却を含む税務勉強会を開催しておりますが、将来にわたるシミュレーションは行っておりません。いただいたご意見は、再開発準備組合に伝えてまいります。北区は、十条地区の防災性の向上や「にぎわいの拠点」の形成等を重点課題としており、住宅と商業施設が一体となった再開発を進め、市街地環境の向上に資する土地の高度利用を図ることとしております。このため、区は、準備組合への関与と支援を行ってまいります。</p>
<p>東京都が行っている事業分割小分けによる環境アセスメント逃れは、最終的なまちの環境を考慮しない無責任なやり方である。安全・安心のまちづくり、協働のまちづくりの実践、実現のため、区と住民協働で、まちの最終像及び個別の事業について環境アセスメントを独自に行うべきである。</p>	1	<p>東京都環境影響評価制度については、事業が環境に与える影響を予測・評価するために、東京都環境影響評価条例の定める時点において、事業計画を公表するとともに、都民の意見書の提出、関係区市町村長の意見の提出などが定められております。</p> <p>区として、この環境影響評価制度の手続において、環境保</p>

		全の見地から意見を提出いたします。
防災塗料や断熱塗料等による不燃化への助成を推進してほしい。	1	現在、北区では防災塗料等個別の部材の使用に関する助成については検討を行っておりませんが、建物の耐火性能を高め、地域の防災性を向上させるため、木造住宅密集地域等において、引き続き耐火建築物もしくは準耐火建築物への建替え誘導のための助成などを積極的に行ってまいります。
足立区等では、現在、北区よりずっと緩い条件で無接道建替を認めている。北区でも同様に認めて、耐震・耐火化を推進してほしい。	1	木造住宅密集地域内の建築物の不燃化建替えや耐震化の促進及び地区施設の整備による避難路の確保等は災害に強い安全なまちづくりの推進に重要なことです。 そのためには、まちづくりと連携した建築基準法その他関係法令に基づく各種規制の運用基準の整備も検討していく必要があると考えます。
足立区では条件を満たせば、感震ブレーカーの全額助成を行っている。北区も助成をして、出火率を下げる取り組みを行うべきである。	1	北区では、首都直下地震等に備え、区民の自助力を向上するために家具転倒防止や感震ブレーカーの設置などの普及啓発を推進しています。 ご提案いただいた補助制度については、平成27年度より助成対象を限定して工事費用の一部助成を行っている足立区の事例等を参考にしながら検討してまいります。
町会長は、住民の意見意向を代表するものではなく、そのことを区の職員は承知していながら、アリバイ作りに利用している。	1	町会・自治会は、各地域内に住む皆様によって自主的に組織された団体であり、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、住民の生活環境の向上を目指し活動を行っております。 また、町会・自治会は、防犯・防災活動や高齢者の見守り、青少年健全育成や地域交流など、さまざまな活動を行っており、区といたしましては、区政を推進する上での重要なパートナーであると考えております。重要な施策を進める際には、事業説明会を開催するなど、様々な機会を設けて広く区民の皆様からご意見をいただくとともに、地域の代表である町会・自治会の会長の皆様からもご意見を伺っております。
雨水浸食のためとされるインターロッキング等ブロック型の舗装は、目づまりによる浸透能力の低下、ブロック間の	1	インターロッキング等ブロック型での歩道整備につきましては、周辺の景観等を踏まえ、街並みと調和のとれた整備を

<p>段差がしやすい。見た目では段差が見つけにくく、つまづいて始めて気付くことが多く危険である。歩道は時間が経っても段差ができにくい舗装にすべきである。</p>		<p>進めております。 また、歩道の管理につきましては、適宜補修を行い、歩行者の安全確保に努めてまいります。</p>
<p>現在の都内及びその周辺の自動車台数を考えると、災害時に一般車両の規制を行わなければ、たとえ全ての都市計画道路が完成しても大渋滞が起こる。逆に規制を行えば、現状の道路でも十分機能する。</p>	1	<p>首都直下地震発生時には、瓦礫の散乱等に加え、放置車両の発生等から、深刻な道路交通麻痺の発生が想定されます。深刻な道路交通麻痺は、救命・救助活動、衣料品や食料・水、燃料等の物流、ライフラインの復旧などあらゆる震災対策を行う上で、障害となることから、都市計画道路の整備は防災上の観点から、たいへん重要なものと考えます。 災害時においては、火災や建物の倒壊によって道路が閉塞されないよう、緊急輸送道路に指定された路線の整備を推進しつつ、警察と連携を図りながら、一般車両の交通規制を実施し、地震発生直後から人命の安全確保、被害拡大防止、災害応急対策に従事する緊急自動車などの円滑な通行を確保してまいります。</p>

〔基本目標Ⅴ 他自治体と共に発展できる取り組みを進める〕

意見（要旨）	件数	区の考え方
<p>経済圏や財政的な制限を考えると他地域との連携はもっと積極的に行うべき。具体的にどの他自治体と連携するのか（交通網、近隣地域、文化的つながり等）を検討して、共同で具体的な提案をしてほしい。</p>	1	<p>現在、北区は、山形県酒田市・群馬県甘楽町・群馬県中之条町との間で「友好都市交流協定」を締結しており、区民まつり等での物産の販売やふるさと・農業体験、地域住民同士でのスポーツ交流などが行われてきました。</p>
<p>他自治体との連携・協力について、具体的にどのような自治体との連携を考えているのか、既に協力関係にある自治体があるため、連携を図りたい自治体についてはもう少し具体的に記載した方が良い。</p>	1	<p>今後は、こうした交流実績を踏まえながら、友好都市をはじめ、北区とこれまでに交流のある自治体など、他自治体と協力して相互に発展していくために、それぞれの都市が持つ魅力や地域資源を生かしながら、人やモノが相互に交流・循環できる新たな連携事業を検討してまいります。</p>

〔5. 推進組織の構築と客観的な効果検証の実施〕

意見（要旨）	件数	区の考え方
<p>推進組織の構築と客観的な効果検証の実施について、この</p>	1	<p>総合戦略に位置付けた具体的な施策を着実に推進していく</p>

<p>総合戦略が実効性を持つためには、ここが一番大切なポイントになると感じる。具体的なスケジュール（推進組織の構築時期や検証のタイミング）などについて記載すべきである。</p>	<p>ためには、区民をはじめとして、産業界や他の行政機関、大学、金融機関などと連携・協力しながら取り組むとともに、基本目標に係る数値目標や具体的な施策において設定した重要業績成果指標（KPI）の達成度により、実施した施策・事業の効果を検証し、改善を図るPDCAサイクルの確立が重要となります。</p> <p>そのため、総合戦略に掲げる施策の効果検証や総合戦略の改定に係る検討を行う推進組織として、平成28年度に「総合戦略推進会議」の設置を検討してまいります。</p>
--	---

〔その他〕

意見（要旨）	件数	区の考え方
<p>他の自治体が打ち出している総合戦略に比べ、北区がどういう特徴（地理的、人口態様、産業構造、ネット戦略、経済圏、観光スポット等）を持った都市であるかの分析が弱く、なぜこの戦略を北区で行うのかの理由があまり見えてこない。総合戦略はある意味、地域間競争でもあるので、自らの強みを活かした特徴的な施策を打たなければ、埋没してしまう可能性が高い。子育て支援・高齢化対応・コミュニティ形成などは他自治体でも軒並み位置付けている。</p>	1	<p>「北区人口ビジョン」では、北区の人口等の現状分析や将来人口の推計、区民へのアンケート調査、検討会での議論を踏まえ、区が目指すべき将来の方向を『生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を実現し、首都東京の自治体として「30万都市・北区」を未来につなぐ』としました。総合戦略では、この将来の方向性の実現を目指し、5年間で重点的・効果的に取り組む5つの目標を掲げ、事業を進めていく考えです。いただいたご意見も踏まえ、北区の個性や魅力を十分生かした事業を展開し、検証を重ねながら、2060年においても活力ある北区を維持し、未来につなぐことを目指してまいります。</p>
<p>総合戦略の構成として、「基本目標」、「施策の方向」、「具体的な施策」と具体化されていくものだが、具体的な施策は一部しかなく、見えにくいものになっている。具体的に施策が書かれているものもあるが、既に決定されている事項と今後具体化するものが混在しており、全体を通して読むとわかりづらいものになっている。「具体的な施策」はより具体的に記載し、検討中のものは明確にした方がよい。</p>	1	<p>いただいたご意見を踏まえ、「具体的な施策」には施策や事業の内容が具体的にわかるような記載に努めてまいります。</p>